

係争中の差止請求訴訟及び差止請求関係業務における具体的な取り組み

2018/5/31 適格消費者団体

特定非営利活動法人消費者被害防止ネットワーク東海

現在取り組んでいる差止請求訴訟

●通販事業者の株式会社メディハーツに対して、差止請求訴訟を行っています。

この訴訟では、定期購入についての表示を問題としています。すなわち、当該通販事業者は、4か月の定期購入で青汁を販売していますが(代金1万1070円)、代金支払い義務は1か月ごとに支払期限が到来し、第1回目の支払代金について「630円(84%オフ)」などと強調表示して販売していました。しかし、この契約は代金1万1070円の契約であるため、その代金の分割払い金にすぎない630円(630円は1万1070円を4で除した金額でもない)の低額性を強調して表示することは、消費者に不当に安いと誤認させるものと言えます。

●宗教法人の薬師寺に対して、差止請求訴訟を行っています。

この訴訟では、生前に永代納骨契約を締結し、契約者が代金を支払った後で死亡する前に解約した場合の代金不返還条項を問題としています。本件契約は、契約者の死後に半永久的に供養するという事実行為を委託する準委任契約であると解され、解約した場合に代金を一切返さないとする条項は、解除に伴う違約金を定める条項にあたります。本件契約を解除した場合に、契約者が死亡する前でも一切返さないのは、解除に伴い事業者に生ずる平均的損害を超えているというべきです。

契約条項について改善が進みました

◆改善事例 海外留学プログラムあっせん事業

消費者被害防止ネットワーク東海(略称:Cネット)では、2017年は37の事業者についての情報提供を受け、そのうち13件の申し入れ活動を行い、消費者のために11件で約款や契約条項の改善を得ることができました。対応は事業者によって異なりますが、多くの事業者が当団体の申し入れの趣旨に沿う形で約款等を改訂して頂いています。

その中でも、2016年10月、ジャニーズ事務所へ、ファンクラブの会員規約について、改善申し入れをしたところ、ツイッターで取り上げられたのを契機に、ジャニーズの会員と思われる方々から、当会のホームページへアクセスが殺到し、ホームページがダウンして、アクセス不能となってしまいました。各紙でも当会のジャニーズへの申し入れが取り上げられ、一部のジャニーズファンクラブ会員からの苦情も寄せられました。感謝のお手紙やメールがその何倍も寄せられました。当会の認知度も少し上がって、よかったと思っています。

一般社団法人日本ワーキングホリデー協会(海外留学プログラムあっせん事業)に対して、同会の留学プログラム基本約款のうち、解約手数料条項、専属的合意管轄条項、一方的約款変更条項、一方的サービス内容変更条項について、改訂を求める申し入れたところ、申し入れの趣旨に沿って改訂されました。

対象条文: 消費法9条1号, 同法10条, 改正民法548条の4

申入開始日: 2017(平成29)年6月20日

申入終了日: 2018(平成30)年3月22日

対象条項と申し入れ根拠条文(消費者契約法)

1 第10条(解約手数料)について、平均的な損害を超える部分について無効←法9条1号

⇒次のとおり改定されました(消費税別途)。

解約申請日	解約手数料
契約成立日の8日後～出発予定日の61日以前まで	40,000円
出発予定日の60日以内	50,000円

2 第15条(管轄裁判所) ⇒ 削除されました

3 第16条(約款の変更) ⇒ 削除されました